

提 案 の 概 要

施設名：名古屋市昭和 문화小劇場

団体名：公益財団法人名古屋市文化振興事業団

※複数の団体により構成されるグループは各構成団体の名称もあわせて記入する。

(1) 管理運営全般について

①施設の管理運営に対する方針等

<基本方針>

- ・昭和 문화小劇場と地域とのネットワークを構築し、多彩で魅力ある事業を実施する。
- ・立地条件を存分に活かすとともに、地域の皆さまや文化団体・関係機関の力を結集し、「魅力の発信拠点」や賑わい溢れる「ひろば」となる取り組みを展開する。

②管理運営体制

<職員配置・養成>

- ・館長、副館長を始めとして、お客さまの劇場利用に十分対応できる配置体制を整えるとともに、催事の内容によって人員を増員する等の柔軟な運用により、「安全管理を第一」とする体制を確立する。

<情報の保護・公開>

- ・事業団情報保護規程等、諸規程を整備・運用し、ホームページや印刷物上でのプライバシーポリシーの公開や、電子情報保護のための徹底したセキュリティ対策等の取り組みを実施する。
- ・事業団情報公開規定を定め、公益財団法人の情報公開に関する基準に則り、ホームページ上での法人情報公開等の取り組みを実施する。

<法令遵守（コンプライアンス）>

- ・事業団倫理規定により職員の行動基準を明確化することによって、倫理意識を自覚させ、市民からの信頼獲得を目指す。

<施設の平等利用>

- ・インターネットによる時間や場所に制約されない受付等、窓口での申込みに限らない多様な受付方法や、申込みしやすい受付期間、公平・平等な調整方法の実施による施設の平等利用の確保に努める。
- ・苦情要望に対して誠実に対応し、内容を分析して職員全員で共有することで再発防止につなげる。

(2) 実施業務の計画について

① 指定管理業務

<一般の施設利用に供する業務>

- ・施設貸出し業務、施設管理業務、施設利用打合せ業務、情報提供業務、問合せ・要望苦情等対応業務、利用促進業務 等

<施設維持管理・安全管理>

- ・管理の実績・ノウハウに基づき、施設独自の特性を把握したうえで、常に施設のベストコンディションを維持し、予防保全に努める。
- ・名古屋市認定エコ事業所として、省エネルギー、リサイクル等の環境保全に取り組む。
- ・事故・自然災害等、あらゆる危機を想定して、日常点検や防災訓練等の予防・事前準備により安全対策を実施し、館長を中心とした緊急時即応対策を整備する。

<文化活動に関する相談体制>

- ・劇場利用にかかる芸術文化活動についての相談に限らず、身近な相談から施設見学、専門的な相談まで、あらゆる相談に対応する。

<文化活動に関する支援>

- ・劇場を利用するイベントへの支援はもちろん、劇場外の地域のイベント開催についても事業団のノウハウを活かした運営サポートを実施する。

<サービス向上策>

- ・ホールアテンダント、ステージコーディネーターによる施設利用者へのサポート体制を充実。
- ・施設予約システムやクレジットカード決済による利用受付の効率化を図る。
- ・公演当日おまかせサービスにより、主催者の公演当日の負担を軽減する。

<利用促進策>

- ・地域団体等協力先の開拓を進め、地域のニーズに応えるプログラム等を実施する。
- ・様々な媒体を活用した施設・事業の広報や積極的な営業活動により、施設のPRや利用促進に努める。
- ・休館日を開館する等、地域の利用機会の拡大を図る。

<市民の参画と協働の場の創出>

- ・地域とのネットワークを構築し、多彩で魅力ある事業の展開によって、地域の人々の交流と文化芸術への参加・協働を推進する。

<次世代の育成>

- ・これまでの実績とノウハウを活かし、次世代に向けた事業を実施することによって、地域文化の活性化に寄与する。

＜地域文化発信の拠点となる事業＞

- ・施設の立地を活かして地域や文化団体等が結集し、劇場が魅力の発信拠点や賑わい溢れる地域のひろばとなる取り組みを展開する。

＜アウトリーチ事業＞

- ・地域の方々の身近な場所や劇場に足を運ぶことが困難な人々のもとへ赴き、文化芸術にふれ親しむ機会を提供する。

＜ボランティア団体等の支援＞

- ・ボランティアの協働や、地域の方々のネットワーク等を活かし、市民参加の劇場運営を目指す。

＜地域団体との連携＞

- ・地域の歴史資産や文教地区の特色を活かし、地域団体等と連携しながら、地域の魅力を幅広く発信する事業を展開する。

②自主事業（実施している場合）

＜施設利用者利便性向上のための方策＞

- ・看板作成サービス：舞台上の吊看板等を大型プリンターで作成。
- ・コピー、ファクス：台本等のコピーやファクス。
- ・ごみ処理：公演時に出たゴミの代行処理。
- ・チケット販売：利用者の公演チケットを事業団管理施設で販売。

（３）収支計画について

①管理運営にかかる費用等

＜各年度の提案総額＞ (単位 千円)

年 度	金 額
28年度	26,322
29年度	59,663
30年度	58,879
31年度	58,387
32年度	58,234
合 計	261,485

＜期間を通じた収支計画＞

【収入】

(単位 千円)

費 目	内 容	金 額
指定管理料	名古屋市からの指定管理料	261,485
利用料金収入	ホール・練習室・附属設備等	76,533
その他収入	主催事業収入、自動販売機収入等	19,336
収 入 計		357,354

【支出】

(単位 千円)

費 目	内 容	金 額
人件費	職員人件費	150,361
光熱水費	電気・ガス・水道料金	48,864
事務費	消耗品・通信費・印刷費等	11,366
管理費	修繕費、委託料等	98,306
その他経費	主催事業費、保険料、租税公課費等	48,457
支 出 計		357,354

<利用料金の設定>

1. 施設の利用料金

基準額以外の利用料金設定あり

(基準額以上の利用料金設定はなし)

入場料無料の公演について、平日夜間利用料金を基準額より引き下げ

利用日より3か月以内の公演申込みに対する割引制度「近割」

(準備・リハーサルのための利用は対象外)

2. 附属設備の利用料金

基準額以外の利用料金設定なし

3. 利用料金の納期

ホール 利用日の2か月前まで

練習室 本申込みと同時

附属設備 利用日あるいは連続利用の場合は最終日